

防人 1 第 6 5 7 号
1 3 . 1 . 2 6
改正 防人計第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9
改正 防人服(事)第 1 7 7 号
2 9 . 4 . 1 3

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官

自衛隊の礼式に関する訓令第 7 6 条における防衛大臣が必要と認める委員会について（通達）

標記について、自衛隊の礼式に関する訓令（昭和 3 9 年防衛庁訓令第 1 4 号）第 7 6 条に基づき、下記のとおり定められたので通達する。

記

第 7 6 条の表中「防衛大臣が必要と認める委員会」は、当分の間、次のとおりとする。

- (1) 衆議院及び参議院の内閣委員会
- (2) 衆議院外務委員会
- (3) 衆議院及び参議院の議院運営委員会